

川崎市立図書館寄贈資料に関する要綱

平成23年 6月17日

23川教中図第317号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立図書館規則（平成2年6月27日教委規則15号）第16条及び第17条の規定に基づいて、資料の寄贈に関して必要な事項を定める。

(資料の収集)

第2条 寄贈による資料の収集は、川崎市立図書館資料収集要綱の定めるところにより行う。

(受領の条件)

第3条 寄贈を受ける資料は、その扱いを図書館長に一任することを条件に受領するものとする。

(寄贈の申込み)

第4条 図書館に資料を寄贈しようとする者は、寄贈申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、寄贈資料に添えて申し込むものとする。

(受諾及び受領)

第5条 図書館が寄贈を受諾し、当該資料を受領するときは、寄贈受諾兼資料受領書（第2号様式）を交付するものとする。

(申込み手続等の省略)

第6条 前2条の手続は、次の場合に省略することができる。

- (1) 郵送・宅配便などによる寄贈申込みがあったとき
- (2) 寄贈者の意思によるとき
- (3) その他申込み等の手続きができないとき

(篤志の表示)

第7条 寄贈を受けた図書館資料には、寄贈者の氏名等を記載して、その篤志を表示することができる。

(謝意の表示)

第8条 図書館長が特に必要と認めるときは、寄贈者に館長名の礼状を送るものとする。

2 その他寄贈者への謝意の表示については、教育委員会寄付金品取扱要綱に準ずるものとする。

(年次報告)

第9条 図書館長は、受け入れた寄贈資料について、年度ごとに第3号様式により教育長に報告するものとする。

(受け入れない資料)

第10条 寄贈を受けた資料のうち図書館が受け入れなかった資料については、川崎市立図書館除籍資料ならびに寄贈受入外資料の譲渡に関する要綱の定めるところにより、可能なかぎり再利用を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。